

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 10 | 公営住宅及び改良住宅の管理事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

公営住宅及び改良住宅の管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益の影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長野県知事

公表日

令和5年8月23日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 公営住宅及び改良住宅の管理事務 |
| ②事務の概要 | <p>公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき、公営住宅を建設、買い取り又は借上げし、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。また、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)に基づく改良住宅を建設し、環境の改善及び健康で文化的な生活を営むための住宅を賃貸している。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">・県営住宅入居時の入居資格確認(収入要件・在住要件等)・県営住宅入居時の家賃決定・敷金決定・入居後の毎年の家賃決定・家賃減免審査・減免決定・出産・死亡等による世帯情報の変更を確認・住民票住居地と公営住宅住所とのマッチングを行い、公営住宅への不正入居者を検出・家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用・家賃滞納退去者の住民票情報を把握 |
| ③システムの名称 | 県営住宅管理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 長野県営住宅管理システムデータベースファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一の19の項及び35の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条及び第26条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号 別表第二の31の項及び54の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条及び第28条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 建設部建築住宅課公営住宅室 |
| ②所属長の役職名 | 公営住宅室長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060 (直通) FAX:026-235-7370 上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johkokai/teikyo/joho-center/index.html |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁7階 長野県建設部建築住宅課公営住宅室 TEL:026-235-7337 (直通) |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | | [特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | | [特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | | [特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | | [特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | | | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | | [] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | | [特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | | [特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | | [特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 8. 監査 | | | | | |
| 実施の有無 | | [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | | | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | | [特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | | | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------|--------------|--------------|------|---|
| 平成30年4月1日 | I-5-②所属長名 | 公営住宅室長 村上 健一 | 公営住宅室長 須藤 俊一 | 事後 | 人事異動に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更に該当しない。 |
| 平成30年4月1日 | II-1・1いつの時点の計数か | 平成29年4月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |
| 平成31年4月1日 | II-1・1いつの時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |
| 平成31年4月1日 | I-5-②所属長の役職名 | 公営住宅室長 須藤 俊一 | 公営住宅室長 | 事後 | 様式変更による変更のため |
| 令和2年4月1日 | II-1・1いつの時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |
| 令和3年9月1日 | I-4-②法令上の根拠 | 番号法第19条第7項 | 番号法第19条第8号 | 事後 | 番号利用法の改正による号ズレのため |
| 令和3年4月1日 | II-1・2いつの時点の計数か | 令和2年4月1日 | 令和3年4月1日 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |
| 令和4年4月1日 | II-1・2いつの時点の計数か | 令和3年4月1日 | 令和4年4月1日 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |
| 令和5年4月1日 | II-1・2いつの時点の計数か | 令和4年4月1日 | 令和5年4月1日 | 事後 | 評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。 |